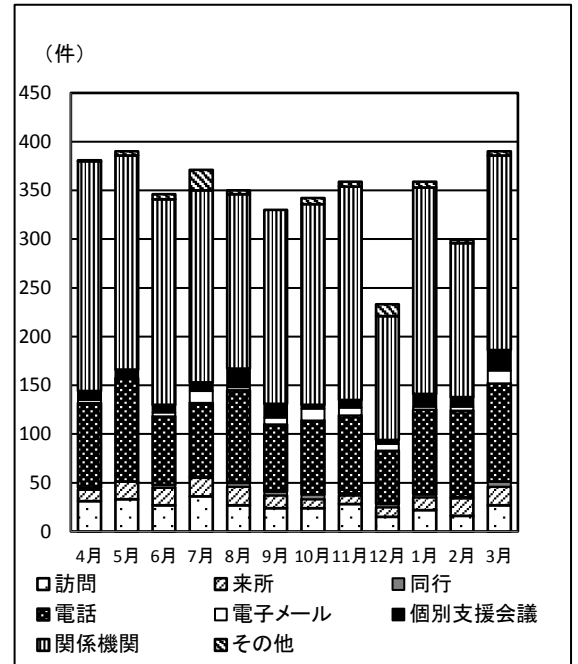


平成28年度 生活支援センター あけび の概況報告(4月～3月)

1、相談支援業務の概況

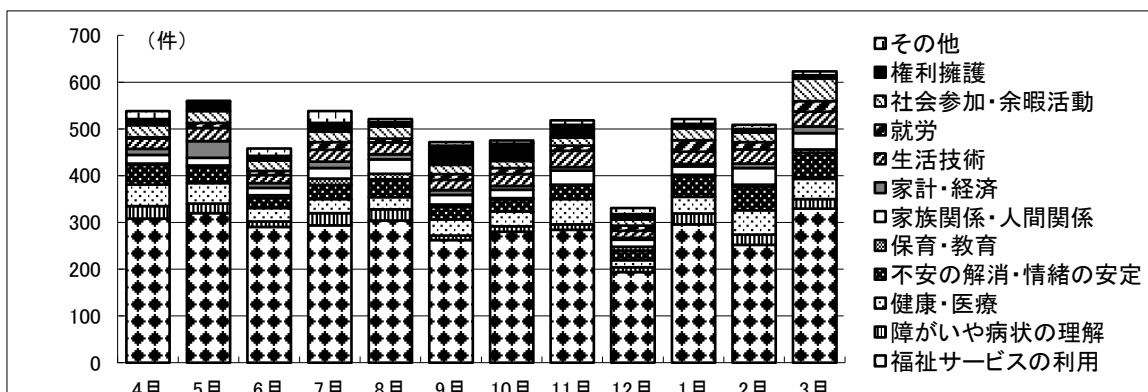
(1)相談支援業務の件数

	訪問	来所	同行	電話	電子メール	個別支援会議	関係機関	その他	月合計
4月	31	12	2	87	3	9	236	1	381
5月	33	18	0	106	1	8	220	4	390
6月	27	18	3	70	4	8	211	5	346
7月	36	19	1	76	12	9	197	21	371
8月	27	19	4	95	3	19	179	4	350
9月	24	13	4	69	7	14	199	0	330
10月	24	9	5	76	12	4	206	6	342
11月	28	9	2	80	8	8	219	5	359
12月	15	10	3	55	7	4	127	12	233
1月	22	13	3	87	3	13	212	6	359
2月	16	18	1	89	4	10	158	3	299
3月	27	19	5	101	13	21	200	4	390
合計	310	177	33	991	77	127	2364	71	4150

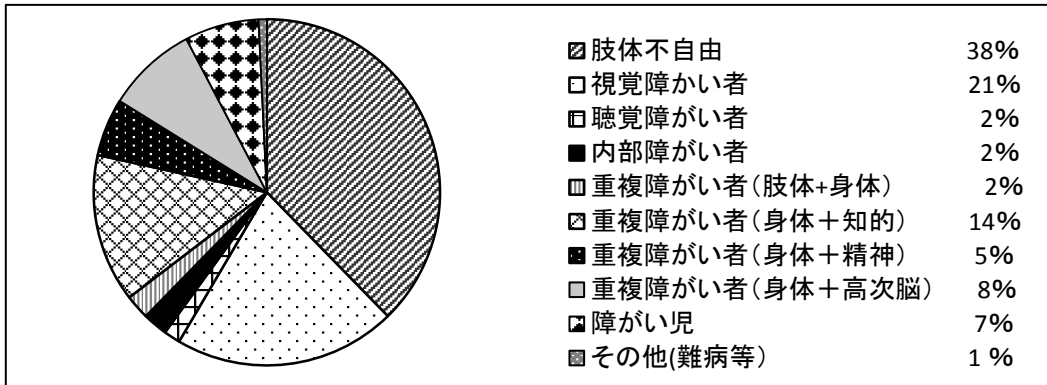


(2)相談支援業務の内容件数

	福祉サービスの利用	障がいや病状の理解	健康・医療	不安の解消・情緒の安定	保育・教育	家族関係・人間関係	家計・経済	生活技術	就労	社会参加・余暇活動	権利擁護	その他	月合計
4月	308	27	46	42	3	18	13	22	3	26	13	17	538
5月	320	20	44	34	4	16	36	28	11	25	20	2	560
6月	290	12	29	21	6	16	10	17	9	22	10	16	458
7月	294	26	30	30	14	22	14	25	17	22	19	25	538
8月	304	24	26	38	12	31	11	25	8	26	9	7	521
9月	262	10	34	27	5	21	10	22	12	20	41	8	472
10月	280	12	31	26	3	18	8	25	13	15	37	7	475
11月	284	12	54	29	2	30	7	35	11	17	28	9	518
12月	194	10	15	21	8	15	4	15	11	13	12	13	331
1月	296	23	36	42	5	18	5	26	25	25	10	10	521
2月	252	22	52	50	5	35	10	30	16	20	8	9	509
3月	329	21	43	56	7	35	14	32	22	49	7	8	623
合計	3413	219	440	416	74	275	142	302	158	280	214	131	6064



(3) 相談対象者障がい種別



2、相談支援業務の内容について

(1) 福祉サービスの利用等に関する支援

- ・ 聞き取りおよびサービス利用についての情報提供
- ・ 障害福祉サービスの代行申請
- ・ サービス等利用計画に関する説明およびサービス利用計画の作成
- ・ 調整会議の開催
- ・ 利用者負担額の試算及び軽減に関する情報提供、軽減申請代行
- ・ 上限管理についての情報提供
- ・ 障害支援区分認定調査代行申請
- ・ 障害支援区分認定調査
- ・ サービス提供事業者との連携及びサービス利用内容要望等の連絡、調整
- ・ サービス支給量変更に関する調整、代行申請
- ・ サービス提供事業所への見学同行
- ・ 市内転出入に伴う申請援助
- ・ 障害者手帳の申請、更新、再交付、等級変更等に関する相談、代行
- ・ 学童の放課後支援や長期休暇支援に関する事
- ・ 訪問看護ステーションとの連携、連絡、調整
- ・ 介護保険制度に関する相談
- ・ 介護保険ケアマネージャーとの連携、連絡、調整
- ・ 地域包括支援センターとの連携、連絡、調整
- ・ 他の相談支援事業所との連携、連絡、調整
- ・ 家族の介護力不足に伴う、緊急対応の調整・同行
- ・ 介護保険課、健康課、環境事業課、保護課との連携
- ・ 郡山保健所との連携、連絡、調整

など

(2) 障がいや病状の理解に関する支援

- ・ 本人の病状に関する相談
- ・ 本人の障がい特性の理解促進
- ・ 障がい受容に関する支援

など

(3) 健康・医療に関する支援

- ・ 訪問診療等に関する情報提供
- ・ 障がい特性に応じた医療機関の情報提供
- ・ 病状について医療機関との連携、連絡、調整

- ・ 入退院に伴う医療機関、家族、支援機関との連携、連絡、調整
 - ・ 難病患者等への支援
 - ・ 健康維持、促進に関する相談 など
- (4) 不安の解消・情緒の安定に関する支援
- ・ 生活の不安に関する相談、生活状況の確認 など
- (5) 保育・教育に関する支援
- ・ 特別支援学校進路担当者との連絡、情報交換
 - ・ 養護学校卒業後の進路に関する相談
 - ・ 就学・進学に関する情報提供、相談
 - ・ 学校への通学に関する相談
 - ・ 通信制高校や復学に関する相談 など
- (6) 家族関係・人間関係に関する支援
- ・ 家族と本人との関係性についての相談
 - ・ 近隣住民や友人関係に関する相談
 - ・ 当事者間でのトラブルに関する相談
 - ・ 家族支援に関して介護保険事業所等との連携、連絡、調整
 - ・ 家族の入院等に伴う関係機関との連携、連絡、調整 など
- (7) 家計・経済に関する支援
- ・ 心身障害者(児)医療制度に関すること
 - ・ 高額医療制度に関しての相談、申請代行
 - ・ 特定疾患医療に関すること
 - ・ 障害者年金に関すること
 - ・ 生駒市交通費助成に関すること
 - ・ 生活保護に関すること
 - ・ 地域権利擁護事業の利用による金銭管理の進捗状況
 - ・ 障がい者割引サービスに関しての情報提供 など
- (8) 生活技術に関する支援
- ・ 障がい者家族の介護負担軽減の方策についての相談支援、傾聴
 - ・ 緊急通報システムに関しての情報提供
 - ・ 介護タクシー、子育てタクシー、福祉有償運送サービスに関する情報提供
 - ・ 民間有償サービス(施設・病院内での支援、家事代行、配食サービス等)に関しての情報提供
 - ・ 日常生活用具の購入についての情報提供、申請代行
 - ・ 補装具の給付についての情報提供、連絡、調整、申請代行
 - ・ 福祉機器に関しての、業者との連絡、利用援助
 - ・ まごころ収集に関すること
 - ・ 子育て支援に関すること
 - ・ 親の加齢に伴う、将来の生活の場についての相談
 - ・ 引っ越しに関すること
 - ・ 大家、不動産業者との連絡 など
- (9) 就労に関する相談
- ・ 仕事に関しての相談、情報提供、同行
 - ・ 休職・復職に関すること

- ・ 就業・生活支援センターとの連携、連絡、調整
- ・ 高校卒業後の就職先に関すること
- ・ 就労の継続に関する相談

など

(10) 社会参加・余暇活動に関する支援

- ・ サロンの紹介、参加支援
- ・ 各種教室や行事への参加支援
- ・ ボランティア資源の開拓
- ・ 長期入院者の退院へ向けての情報提供、サービス調整
- ・ ひきこもり状態からの社会参加へ向けた相談

など

(12) 権利擁護に関する支援

- ・ 成年後見制度の情報提供、申請援助
- ・ 地域権利擁護事業に関する情報提供、連絡、調整
- ・ 施設虐待の疑いに関する相談

など

(13) その他

- ・ 生駒市自立支援協議会に関すること
- ・ 就労や保健分野主催の会議への参加
- ・ 奈良県相談支援初任者研修の講師及びファシリテーターについて
- ・ 障害支援区分認定調査員研修の講師について

など

3、相談支援業務の傾向について

- ・ 新規の相談者は増えているが、亡くなられたり、転居された相談者も多く、昨年3月時に比べると相談対象者数は減少している。
- ・ 全体の相談件数も減少している。その原因としては、全体に相談者数が減ったことに加え、重度の1人暮らしの方が年度初めに施設入所されたため、頻回なサービスの連絡調整や本人からの不安解消のための連絡が減ったことが考えられる。
- ・ 相談対象者の障がい種別では肢体不自由のケースが半数以上を占めているが、知的障がいや精神障がいが増えている方からのケースや視覚障がい、内部障がい等、障がい種別が多様化している。
- ・ 視覚障がいや同行援護のみを利用されているケースでは、県外等への外出支援を希望されているため、遠方の事業所と契約されている方が多く、事業所を自分で探してこられるケースが増えている。
- ・ 外出するのが困難な方が多く、来所より訪問のケースが多いが、就労しているケースや保護者からの相談が増え、他の家族への配慮から自宅で相談できないケースもある。
- ・ 本人や家族が就労している場合、相談できる時間が土日祝及び夕方であれば出来ないケースが増加している。
- ・ 一般就労されたり、自立訓練での回復により、サービスを終了するケースも数件ある。
- ・ 別府や京都等、施設入所や就労のため、遠方に住んでおられる方も数名おり、生駒に帰省や一時帰宅される場合を除き、電話や郵送でのやり取りになってしまう。
- ・ 聴覚障がいの方や忙しくてなかなか連絡が取りにくい方とはメールでのやり取りを行った。
- ・ 特定疾患の方も障害福祉サービスの対象になったが、大半の方が身体障害者手帳を所持されている。全体の相談ケースの中で難病の方の占める割合は増えており、進行性の病気の方に対する看取り等も含めた、将来の生活について考えるケースがあった。
- ・ 医療ケアの必要性が高い人が多く、医療機関、特に訪問看護ステーションとの連携は不可欠である。
- ・ 本人や家族の体調不良により、緊急的なサービスの見直しが必要なケースが月に数件あり、頻繁に変更が必要なケースも多い。本人が入退院を繰り返すケースもあり、退院時の病院との引継ぎがうまくいかないケースもあり、連携の取り方を考える必要がある。

- ・ 家族や本人の高齢化が進んでおり、親亡き後の本人の生活の確保等の相談が増えてきているが、将来をイメージした生活設計ができていないケースも多い。また、家族が生活環境を整えているため、家事などの生活経験がない場合も多い。
- ・ 介護保険を利用されている方や介護保険への移行、生活保護支給により介護保険からの移行になるケースが多く、介護保険関係者との連絡調整が多い。最近では介護保険移行後も外出の支援(同行援護・移動支援)や就労支援を継続して利用になるケースが増えている。
- ・ 介護保険利用者や軽度の方でも家からの外出困難なケースが多く、社会参加や余暇活動の相談が多い。
- ・ すでに日中活動サービスを利用して生活が安定している方が多いが、家族の高齢化に伴い、入所系事業所(短期入所利用も含む)の見学が増えたが、実際に利用できる場所は限られる。また、病院への同行支援も増えている。
- ・ 成長や障がいの進行等により在宅での入浴困難の相談が増えているが、在宅での入浴環境が整っていないことも多くあり、生活介護以外での入浴機会の提供に課題がある。生活介護での入浴に関しても生駒市内には事業所が少なく、高齢者施設となり、市外では送迎してもらえない問題もあり、利用者には選択肢がない状況である。また、入浴希望日での入浴が難しい場合も多い。
- ・ 就労に関する事業所の増加にともない就労に関する相談が増えている。
- ・ 生活保護支給者の増加により金銭的な相談が増えたため、権利擁護センターとの連携が不可欠である。
- ・ 退院後や生活が安定してからよりハビリの継続を希望される方が多い。
- ・ 介護者や家族が要支援のケースも多く、家族に代わる支援や家族支援も求められている。
- ・ 本人や家族が福祉サービスに依存し、家族力やインフォーマル資源を活用しようとならない傾向もある。また、今までご近所等インフォーマル支援を受けていた方でも、福祉サービスを利用し始めるとインフォーマルな支援が減少する傾向がある。
- ・ 日中活動事業所の利用や就労をするにあたり、通所や通勤方法が問題になることがある。そのため、日中活動場所の選択肢が限られてしまう。
- ・ 身体状況の変化に伴う、日常生活用具や住宅環境の整備についての相談が多い。
- ・ 行き場所や仲間ができると、不安に対する相談は減少する。
- ・ 生駒市内に放課後等デイサービスはたくさんできているが、事業所の作り上、車いすでは利用できない施設が多く行ける場所に限りがある。ほとんどの人が市外の事業所を利用している。
- ・ 能力はあるが、今の生活に満足していたり、新しい事へチャレンジするきっかけをつかめていないケースが増えている。
- ・ 自殺等により身体に障がいを負ったケースや精神疾患を重複しているケースも増えており、身体面よりも精神的なフォローが必要な場合も多い。転落や電車との接触等の場合は原因を聞くのに時間がかかる場合もある。

4、会議、研修等の参加状況について

(1) 定期的な会議の参加状況

会議・研修名	内容	日時・場所
障がい者地域自立支援協議会 担当者会	行政・生駒市の相談支援事業所が集まり、相談支援事業に関することや困難事例への対応のあり方に関する協議・調整、地域ネットワーク構築に向けた協議・企画を行う	4月19日、5月17日、 7月27日(研修)、7月26日、 9月27日、11月22日、 1月31日、3月28日 生駒市コミュニティセンター
障がい者地域自立支援協議会 専門部会 (権利擁護部会)	行政・生駒市の相談支援事業所が集まり、権利擁護制度の理解を中心とした活動と地域に向けた啓発活動のための具体的取り組みについての検討し、民生委員への働きかけ、市民向けのイベント、研修会の開催を行う	7月5日、8月2日、9月15日、 10月11日、10月18日、11月15日、 12月1日、12月7日、1月10日、 その他(啓発活動・研修企画) 生駒市コミュニティセンター等
障がい者地域自立支援協議会 専門部会 (こども支援部会)	行政・生駒市の相談支援事業所・教育機関・日中活動系の事業所が集まり、相談機関や福祉サービスについて知ってもらい、児童を取り巻く関係機関との連携強化のための研修企画や、サポートブックの啓発、追跡を行う	4月21日、6月17日、8月5日、 10月26日、12月11日、2月17日 その他(啓発活動・研修企画) あずさ、コミュニティセンター等
障がい者地域自立支援協議会 専門部会 (くらし部会)	行政・生駒市の相談支援事業所・教育機関・就労活動系の事業所が集まり、地域で暮らすための支援や課題について整理し、地域生活支援拠点事業について考える。	7月1日、9月2日、11月11日、 1月13日、3月2日 生駒市コミュニティセンター

西和圏域就労支援連絡会議	なら西和障害者就業・生活支援センターライクの活動報告を踏まえ、地域の課題や現状について情報共有を行う	7月19日 なら西和障害者就業・生活支援センターライク
地域医療ネットワーク会議	長期療養児就学支援の現状と課題について学び、長期療養児の就学支援体制整備に向け、各機関の役割について考える	2月2日 郡山保健所

* その他、各関係機関とのケース会議に随時参加している。

(2) 研修会等の参加状況

会議・研修名	内容	日時・場所
福祉的後見推進事業勉強会	第1回成年後見制度と家庭裁判所の実務。第2回成年後見の申し立ての実務。について学ぶとともに、地域で支えていくために連携を図る	6月21日、10月18日 生駒市福祉センター
認知症フォーラム in 生駒	認知症に関して国内や海外で先進的な取り組みについて知り、認知症の方にやさしいまちづくりをどのように進めていくのかを考える	9月12日 生駒市コミュニティーセンター
防犯研修	相模原障害者施設殺傷事件をうけて、事業所における防犯の在り方について学ぶ	10月2日 生駒市福祉センター
コミュニティーソーシャルワーク研修	深刻かつ多様化する人の生活支援を支え、地域との協力を目指す社会福祉専門職に共通する専門的かつ実践的な核となるコミュニティーソーシャルワークの技術について学ぶ。	10月27日、11月10日、11月11日、 12月2日、12月22日 奈良県産業会館、 橿原商工会議所 奈良県総合福祉センター
難病関係職員研修会	神経系難病疾患の理解をし他職種と連携した支援ができるよう、難病患者が利用できる制度や福祉サービスについて理解を深める	11月17日 郡山保健所
精神疾患についての勉強会	精神科医療による講演会を聞き、精神疾患について理解し、知識を深め、支援の在り方について考える	12月6日 生駒市コミュニティーセンター
知的障がいのない発達障がい児や不適応行動をとる子供たちの理解と支援について	教育・福祉それぞれの立場から、困りごとを抱えているこども達の実態と各機関の役割や支援等について学び、理解を深める	1月21日、 南コミュニティーセンターせせらぎ
防災フォーラム ～福祉避難所の充実に向けて～	今後発生する災害に対して迅速かつ適切に福祉避難所を開設し機能させるために、各機関がどのような備えをし、連携をしていかなければいけないのかを実体験をもとに考える	2月3日 大和郡山市公民館
自分らしく生きる	性的マイノリティの視点から、「幸せになるために生まれてきたんやで」の言葉に出会うまでの人生で学んだことや「自分らしく生きる」意味について学ぶ。	2月7日 華で齋る
共に生きる社会を目指して 障害者差別解消法の勉強会	障害者差別解消法の理解を深め、生駒市で生き生きと暮らすために何ができるのかを考える	3月4日 生駒市コミュニティーセンター

5、あけびカフェについて

家族の高齢化により、本人の親亡き後の生活について不安を抱えている人が増えているが、将来の生活を具体的にイメージできず、現状の生活で満足し、新たな事へ踏み出せない現実がある。そのため、その人の持っている力を最大限発揮することで、色々な生活スタイルの選択ができることを情報提供し、互いの強みや弱みを知り、悩みを相談する中で、一人一人が将来の生活を創造できる場として月1回程度、自分の意見を何らかの方法で伝えられるあけびの生活介護利用者(当日利用でなくても可)を対象に実施した。

日時	内容	参加人数
6月24日(金) 13:30～15:30	『自分の事を知ってもらい、相手の事を知ろう』をテーマに、自己紹介や日頃の不安などを話します。	9名
7月22日(金) 13:30～15:30	『希望する生活をするために何が必要か』をテーマに、楽しかった事や困ったことを交え、日頃の体験談を話し、自分でもできそうなことを考える。	8名

8月26日(金) 13:30~15:30	参加者が主体的に開催するために、今後どんな場所にしたのかや役割について話し合う。	8名
9月16日(金) 13:30~15:30	将来の生活について具体的に考えるため、実際に地域で生活している人のDVDを鑑賞し、自分の生活をイメージする。	8名
11月25日(金) 13:30~15:30	『暮らしやすい地域について』をテーマに、バリバラの視聴や権利擁護部会のアンケートと一緒に考えながら、障害者差別解消法や奈良県の条例について勉強する。	9名
1月27日(金) 13:30~15:30	次回行うロールプレイングの内容を具体的に決めるため、困ったことや嫌な思いをしたことを整理する。	8名
2月17日(金) 13:15~15:15	『電車に乗ってあけびショップへ買い物に出かける』場面を4分割してのロールプレイを行い、困った時の対応方法を考える。	8名
3月10日(金) 13:30~15:30	今年度の感想と来年度の取り組みについて話し合う。	7名

5、相談支援業務の課題について

(1) 相談支援専門員のスキルアップ

- ・ 対象者の障がい種別が多様化・重複化しており、家族力も低下している中で、相談員の知識や支援ネットワークの形成力、チームアプローチを展開する力等が必要である。
- ・ 相談に依存しすぎないように、対象者自らが問題に取り組み、解決する力を発揮できるような支援スキルが求められている。
- ・ サービス等利用計画に伴う業務量増加に伴い、委託相談支援事業所として、基本相談やサービスにつながらない継続支援ケース等の相談支援業務の質を落とさないように努めなければいけない。
- ・ 虐待の状態への気づきや未然防止できる相談支援業務
- ・ 家族の高齢化により、本人の親亡き後の生活について不安を抱えている人が増えているが、将来の生活を具体的にイメージ出来ていない場合が多い。また、実際に困りごとが起っていないため他人事のように考えている現状があるため、将来設計を踏まえて、現在の生活等を考えてもらえるスキルが必要。

(2) 社会資源の構築、開発、充実

- ・ 緊急入所や介護負担軽減のための短期入所に対応できる受け入れ先
- ・ 車いすでも入浴できる場所や方法
- ・ 親なき後や家族機能が低下した時に地域で本人を支えられる資源
- ・ 重度心身障がい児者が常時医療ケアを受けながら過ごすことができる日中活動の場
- ・ 自宅まで送迎してもらえる日中活動場所の充実
- ・ 高次脳機能障がいの人にあった日中活動の場
- ・ ひきこもり聴覚障がい者の日中活動の場
- ・ 軽度の方が参加できる就労・日中活動の場
- ・ 車いすの児童が通いやすい放課後に過ごす場所や短期入所施設
- ・ 病院でのリハビリが終了した後の機能維持・向上のためのリハビリができる場所
- ・ 制度利用にそぐわない人の行き場所(サロン等)
- ・ 地域内で助け合える共生意識の啓発(災害に備えても必要)
- ・ 誰もが通いやすい地域のお店や病院
- ・ 将来の生活がイメージできる場所

(3) ネットワークの構築

障がい福祉関係者
介護保険関係者
権利擁護関係者
医療関係者
教育関係者
地域住民

相互に情報を共有し、顔の見える関係をつくる。

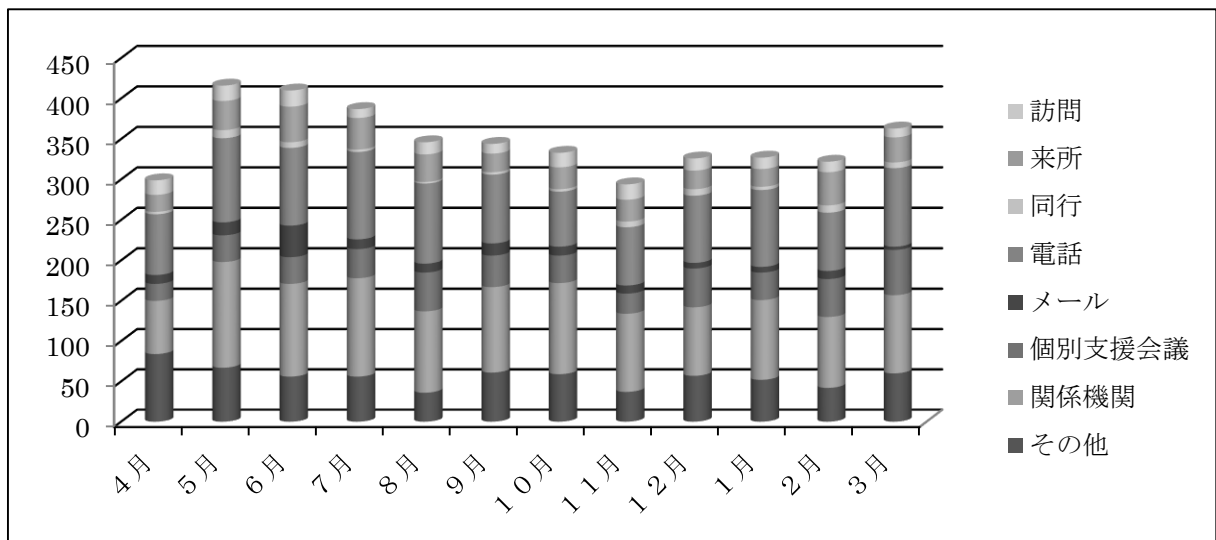
平成28年度生活支援センターかざぐるまの概況報告

1. 相談支援業務の概況

(1) 相談支援業務の件数

	訪問	来所	同行	電話	メール	個別支援会議	関係機関	その他	合計
4月	18	21	3	75	11	21	66	84	299
5月	19	36	10	104	16	33	131	67	416
6月	20	44	7	96	39	33	115	56	410
7月	11	39	3	108	12	36	122	56	387
8月	15	34	2	99	11	48	101	36	346
9月	12	23	3	85	15	39	106	61	344
10月	18	27	3	68	11	34	113	59	333
11月	19	27	7	72	10	25	97	37	294
12月	15	23	8	83	7	48	85	57	326
1月	14	22	4	95	7	34	99	52	327
2月	13	41	9	72	10	47	88	42	322
3月	11	31	7	97	4	56	97	60	363
合計	185	368	66	1054	153	454	1220	667	4167

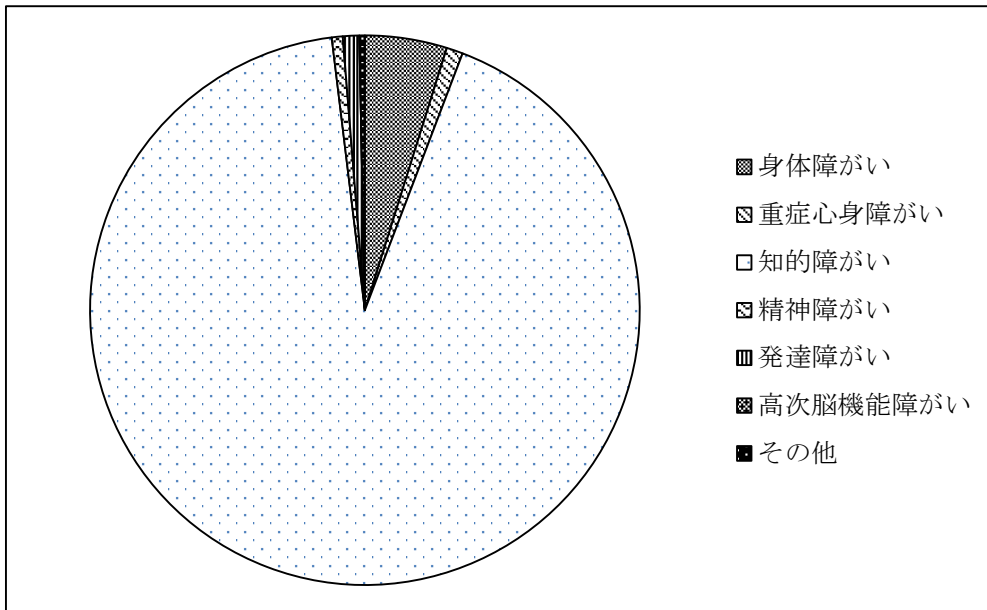
(2) 相談支援業務の件数の推移



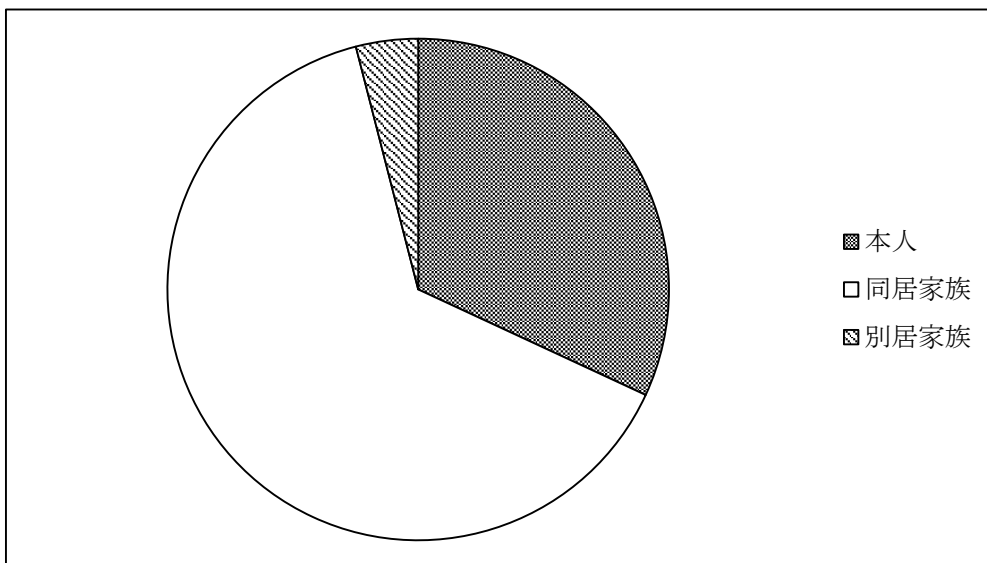
(3)相談支援を利用している障がい者等の人数

	実人員	身体障がい	重症心身障がい	知的障がい	精神障がい	発達障がい	高次脳機能障がい	その他
障がい者	236	13	3	231	2			
障がい児	60	2		56		3		1
計	296	15	3	287	2	3	0	1

(4)障がい種別の割合



(5)相談・連絡調整者の割合



2. 相談支援業務の内容について

	福祉サービスの利用等に関する支援	障がいや病状の理解に関する支援	健康・医療に関する支援	不安の解消・情緒安定に関する支援	保育・教育に関する支援	家族関係・人間関係に関する支援
件数	1760	75	140	618	33	94
	家計・経済に関する支援	生活技術に関する支援	就労に関する支援	社会参加・余暇活動に関する支援	権利擁護に関する支援	その他
件数	46	50	169	599	88	495

(1)福祉サービスの利用等に関する支援

- ・ サービス等利用計画に関する相談、アセスメント調査
- ・ サービス等利用計画のサービス担当者調整会議の実施
- ・ 障害福祉サービスの利用に関する相談、調整、申請援助
- ・ 障害福祉サービス利用に関する聞き取り
- ・ 障害支援区分認定に関する申請援助、調査
- ・ 障害福祉サービスの内容に関すること
- ・ 障害福祉サービス受給者証に関すること
- ・ 児童福祉法に基づく放課後等デイサービスに関すること
- ・ 市内転入、市外転出に伴う情報提供、申請援助
- ・ 障害福祉サービス等利用援助事業の申請援助
- ・ 利用者負担上限額管理について情報提供、申請援助
- ・ 介護保険への移行に関すること
- ・ 医療機関から退院後の地域生活支援に関すること
- ・ 障害者手帳に関すること
- ・ 日常生活用具、補装具の給付に伴う情報提供、申請援助
- ・ 事業所利用に向けた見学同行
- ・ 事業所退所に関する相談・調整援助
- ・ 児童の長期休暇中の支援に関すること
- ・ 福祉サービス事業所の空き状況等に関する情報収集
- ・ サービス提供事業所との関係性の構築に関する相談、調整
- ・ 訪問看護、訪問リハビリの利用に関すること

など

(2)障がいや病状の理解に関する支援

- ・ 本人の病状に関する相談

- ・本人の障がい特性の理解の促進
 - ・本人の障がい特性の分析、評価に関すること
- など

(3)健康・医療に関する支援

- ・本人の状態に見合った医療機関の紹介、連絡調整
 - ・本人・家族の健康状態の変化についての相談
 - ・病状について医師との連携、連絡、調整
 - ・医療機関への同行支援
 - ・入院に伴う医療機関、家族、支援事業所との連携、連絡、調整
 - ・難病発症に伴う医療機関、支援事業所との連携、連絡、調整
 - ・健康維持に関する相談
- など

(4)不安の解消・情緒安定に関する支援

- ・一人暮らしの方の生活の不安に関する相談、生活状況の確認
 - ・本人の不安定な状況に対しての情緒安定に関する相談
 - ・本人の行方不明について
 - ・パニック時の他傷行為、自傷行為に関する相談、連絡、調整、緊急訪問
 - ・当事者とサービス提供事業者間でのトラブルに関する相談
 - ・ひこもり、社会参加の難しいケースの相談
- など

(5)保育・教育に関する支援

- ・学校の通学に関する相談
 - ・養護学校の進路に関する相談
 - ・高校進学に関する相談
 - ・本人の状況確認のための養護学校訪問
- など

(6)家族関係・人間関係に関する支援

- ・当事者間でのトラブルに関する相談
 - ・家族と本人との関係性についての相談
 - ・家族の入院、退院に伴う医療機関、支援事業所との連携、連絡、調整
 - ・家族状況の安定に関わる介護保険事業所との連携、連絡、調整
 - ・家族・兄弟支援の介入について
 - ・対人関係の構築に関する相談
- など

(7)家計・経済に関する支援

- ・障害基礎年金に関する相談、申請同行
- ・医療費の助成制度に関すること
- ・生駒市交通費助成に関すること

- ・国民健康保険に関すること
- ・特別障害者手当に関すること
- ・特別児童扶養手当に関すること
- ・生活保護に関すること
- ・地域権利擁護事業の利用による金銭管理の進捗状況

など

(8)生活技術に関する支援

- ・育児に関すること
- ・引っ越しに関すること
- ・一人暮らしの生活に関する相談
- ・生活状況の確認のための定期訪問

など

(9)就労に関する支援

- ・就職活動に関すること
- ・高校卒業後の就職先に関すること
- ・就業・生活支援センターへのケース報告、連絡、調整
- ・ハローワークへの連絡、調整、同行
- ・仕事に関する相談、連絡、調整
- ・就労先へのケース報告、連絡、調整、訪問
- ・就労の継続に関する相談

など

(10)社会参加・余暇活動に関する支援

- ・社会生活力を高めるプログラムに関すること
- ・スポーツ教室等インフォーマルな資源の紹介、連絡、調整
- ・障がい特性に応じた地域資源の紹介
- ・ひきこもり状況からの社会参加へ向けた相談

など

(11)権利擁護に関する支援

- ・成年後見人へのケース報告、連絡、調整
- ・成年後見制度の情報提供
- ・地域権利擁護事業に関する情報提供、連絡、調整
- ・親亡き後の本人の権利擁護に関すること
- ・虐待の疑いに関する相談
- ・本人の相続権に関すること

など

(12)その他

- ・障害福祉サービスの聞き取りにおける日程調整

- ・サービス調整会議における日程調整
 - ・生駒市自立支援協議会に関する連絡、調整、会議への参加
 - ・西和圏域会議への参加
 - ・県主催研修の講師派遣について
 - ・機関紙「かぜいろだより」の取材、発行
 - ・生活支援センター主催企画に関すること
- など

3. 相談支援業務の傾向について

・平成 28 年度も新規相談は多くなっており、他市町村からの転入や児童期の相談機関からの引き継ぎ、サービスを利用した事のない新規利用希望者など約 20 名ほどの件数が上がってきている。また、一度相談を離れて別の相談機関と繋がったケースなどでも、状態の不安定化によってふたたび関わり始めるケースもある。

・その中でも軽度知的障がい、発達障がい、精神疾患の重複を抱えるケースが増えている。学齢期には対人関係が上手く築けないことや学習面についていけないことなどから不登校、ひきこもりになるケースも多い。そうした状態から一歩ずつ社会参加していくことや学校関係者とのやりとりをしながら進路等についても考えて行かなければならないことも増えている。また 18 歳以降でも、障がい受容ができず社会参加や対人関係に悩んでおり、支援機関と繋がりが持ちにくいケースなどもある。

・知的障がいを持つ本人のみに関わらず、同居世帯員に精神疾患、知的障がい、発達障がい、高齢に伴う認知症や病気等があり、複合課題を抱える世帯の相談が増えている。親・兄弟などへも支援の介入が必要であり、各世帯員に対する支援介入の連絡調整や情報交換を行うことが多くなっている。そうした状況からも、精神障がいの相談支援機関、保健所、発達障害者支援センター、介護保険関係の機関、精神科医療、教育関係機関、児童福祉関係機関（サポートセンターゆう、子ども家庭相談センター）等との関わりが多くなっている。また、家族関係の中で経済的な虐待や、介護負担からくる身体的虐待など家庭環境下においてそれぞれの切迫した状況により虐待事案も起こってきている。

・同居世帯員の支援においては主介護者である父や母の病気、健康状態の悪化等によって生活状況が大きく変化しているケースも多くなっている。緊急的な生活環境や本人の現在の生活を維持するための支援と同時に今後の生活についても考えて行かなければならない。成年後見制度や地域権利擁護事業といった権利擁護支援やグループホームなど生活支援の拠点探し等にも尽力していかなければならないことも複数起こってきている。

・医療との連携が必要なケースが多く、入退院に伴う援助や退院後の生活に関する相談、継続的に医療と繋がり健康状態を維持していく必要があるケースが増加している。

⇒不安定な精神状態のため、精神科病院への入院に伴う相談、関係機関との連絡調整。

⇒精神科病院からの退院に伴う地域での生活に関する相談、関係機関との連絡調整、医療との連絡調整。

- ⇒難病発症に伴う継続的な医療との連絡、調整、相談。今後の生活に関する相談。
- ⇒生活習慣病や高齢化による機能低下などといった病気の発症に伴う医療との連携、調整、相談、健康維持に関する援助。

4. 会議、研修等の参加状況について

(1) 定期的な会議の参加状況

会議名	内容	日時
障がい者地域自立支援協議会担当者会	行政・生駒市内の相談支援事業所が集まり、相談支援事業に関することや困難事例への対応に関する協議・調整、地域ネットワークの構築、情報交換を行う。	4月19日、7月26日、9月27日、11月22日、1月31日、3月28日
障がい者地域自立支援協議会くらし部会	行政・生駒市内相談支援事業所・生活に関わる関係機関から各担当者が集まり、暮らしに関する課題解決に向けた協議、活動を行う。	7月1日、9月2日、11月11日、1月13日、3月2日
障がい者地域自立支援協議会権利擁護部会	行政・生駒市内相談支援事業所・権利擁護に関わる関係機関から各担当者が集まり、障がい者の権利・啓発に向けた協議、活動を行う。	7月4日、8月2日、9月15日、12月1日、1月10日、2月7日、3月4日、3月14日

(2) 研修会等の参加状況

- ・7月25日～9月6日 相談支援従事者初任者研修
- ・9月1日～9月20日 相談支援従事者現任研修
- ・10月18日・19日 相談支援・就業支援セミナー
- ・1月7日 発達障害医療ネットワーク講演会
- ・3月7日 性問題行動のある知的障害者への支援

※その他、各関係機関の会議やケース会議、勉強会に随時参加している。

5. 社会生活力を高めるプログラムについて

(1) 「かんたん・おいしい・夕食作り」について

18歳以上の知的障がい者を対象に毎月第4土曜日の17時30分から20時30分まで中央公民館で料理教室を行っており、参加者が自立に向けた調理技術を習得するとともに、参加者同士の交流を図るためにプログラムを実施した。

日時	夕食作りメニュー	参加者
4月23日	ビーフカツレツ、ズッキーニチーズフライ、じゃがナゲット、コールスローサラダ、豆腐ととろろ昆布のみそ汁、パンプディングの苺ソース添え	10人
5月28日	えびしゅうまい、たけのこご飯、若竹汁、水無月	7人
6月25日	カツカレー、グリル野菜のマリネ、コーヒー&ミルクゼリー	7人
7月23日	スパゲティペペロンチーノ、パリパリチキンサラダ、カラフル野菜スープ、ティラミス	8人
8月27日	冷やし中華、チーズと竹輪の春巻、焼きナスの生姜めんつゆ	6人
9月24日	さんまの梅煮、ほうれん草とあげの白和え、豚汁、さつまいものおだんご	7人
10月22日	鮭とじゃがいもの炊き込みご飯、きのこのマリネ、豆腐チーズ焼き、鶏むね肉と白菜の牛乳スープ、かぼちゃのプリン	7人
11月19日	餃子、チンゲン菜ときのこのオイスターソース炒め、中華風コーンスープ、かんたん大学いも	5人
12月24日	照り焼きチキン、カレーなジャーマンポテト、温野菜ハニースープサラダ、かぼちゃとしめじの豆乳味噌スープ、バナナパウンドケーキ	8人
1月27日	カレーみそ鍋、チーズリゾット、マンゴーミルク寒天	8人
2月25日	あんかけ海鮮皿うどん、ぱりぱり梅しそ大根、豆腐と卵のふんわりスープ、苺あん巻	8人
3月25日	ハヤシソースのオムライス、野菜のチーズ焼き、春キャベツとベーコンのあっさりスープ煮、苺ヨーグルトゼリー	6人

延べ人数 87人

(2) サロン活動

18歳以上の知的障害者を対象に毎週土曜日の9時30分から17時までサロン活動を行っており、参加者が思い思いに過ごすことができるくつろげる環境を提供するとともに、当事者活動や仲間づくり、情報交換の拠点のひとつとして活動を実施した。

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
参加人数	65人	38人	41人	29人	24人	31人	39人	21人	18人	19人	26人	28人

延べ参加人数 379人

(3) 交流プログラム

知的障害者の方を対象に年4回、料理教室やサロン活動の参加者と交流を図るために

プログラムを実施した。交流プログラムでは活動内容を参加者で話し合い、企画・運営力を身に付け、当事者活動の一環となるように実施している。

日時	交流プログラム	参加人数
5月15日(日)	バーベキュー大会（生駒山麓公園）	11人
9月22日(木)	カラオケ（難波カラオケ804）	10人
1月15日(日)	たんぼぼ合同新年会（たんぼぼ生活支援センター）	7人
3月20日(日)	話し合い&食事会（支援センター）	11人

延べ参加人数 39人

(4)生活支援センターかざぐるま主催企画

生活支援センターかざぐるまが主催で、当事者が社会参加の促進や生活に生かせるような企画を考案し実施した。今年度は普段関わりが少ない利用者等にも対象を拡大し、横のつながりを広げて行くことを目的に忘年会企画を実施した。

日時	内容	参加人数
12月5日(土)	支援センター企画 グランドゴルフ大会&忘年会 ※ 当事者対象	20人

(5)機関紙「かぜいろだより」の発行

生活支援センターの役割や機能を周知し、地域に様々な情報を発信するために機関紙を作成している。生活支援センターの活動紹介や障害福祉制度の情報、社会資源の情報等を集約し、平成29年1月に発行した。

6. 相談支援業務の課題について

(1)相談支援業務について

・サービス等利用計画作成に関する支援時間の割合が多く、相談実人数も年々増加しており、平成28年度で296名の相談に従事した。うち計画相談として関わったケースは272名。中学、高校といった年代から介護保険に移行できず障害福祉サービスを継続して利用するケースまで関わる年齢層は幅広く、件数は減少しにくい傾向にある。反対に、利用希望者は年々増加傾向にあり、軽度知的障がい、発達障がいの方々などサービスを利用する方の幅は広がる一方にある。福祉サービスの利用に繋がることが多い知的障がいのある方々に見られる傾向でもあることが伺えているが、現状の計画相談事業所数では到底追いつかない現状が巻き起こっている。計画相談の事業所の開拓や相談員の確保等が急務となっている。同時に事業所が質の伴ったサービス等利用計画を立てていくためにも委託機関として、相談事業所のバックアップの役割も担っていく必要がある。

・家庭内の世帯員にも精神障がい、発達障がい等を抱えるケースが増加していることから、それぞれの世帯員に必要な支援が行き届くよう関係機関の連携強化を図る必要が

ある。また、そうしたケースに養育能力の弱さからくるネグレクトを中心とした虐待や生活背景によって誤まった学習や体験を積み重ねた上での迷惑行為、触法行為なども起こっている。家庭環境の改善など各支援機関を通じて整えていく必要性もあるが、本人の生育環境を整理する上での生活支援資源の必要性も感じられる。

・軽度知的障がい、発達障がい、精神疾患の重複といったケースの相談では、いじめや失敗経験を積み重ねから社会生活上の中で周囲とうまく適応できないことがある。また、異性関係に対する興味関心や金銭問題、対人関係など問題も多岐に渡る傾向にあり、こうした方々が自分らしく過ごせる環境設定や安心して相談することができる機関との繋がりを強化していく必要がある。

・また、就労する利用者も多くなっているが、職場環境が合わず仕事が続かないケースや長年勤めてきた会社でも生活環境、心身状態の変化によって継続が難しくなるケースもある。就業条件等の劣悪さや周囲の理解のなさなども伺えることもあり、就業・生活支援センターやハローワークなど関係機関との連携も増す一方である。またそうした中で、当事者同士が励まし合ったり悩みを打ち明けたり、色んな仕事があることを知る場所などの必要性も感じられる。当事者同士の中で色んな刺激を受け合い、自分のやりたいことを見つけて行く関わり合いの必要性も感じている。

・家族、本人の高齢化が進んできており、実際に主介護者の病気が発覚したり、亡くなるといったことが起こっている。こうしたことから、将来の生活の方向性、緊急時の生活の場の確保、親亡き後の本人の生活の確保などの相談や必要性を感じるケースが増えてきている。しかし、親亡き後や家族機能が著しく低下している状況でも、本人の生活を確保していけるような居住に伴う社会資源がまだ整っておらず、奈良県内でも特にグループホームは空きが殆どない状況が続いている。1人暮らしやサテライト型のケアホーム等も含めた、地域で本人の生活を支えて行けるような社会資源作りを考えていく必要がある。

・医療の介入が必要なケースが増えており、精神不安定による精神科病院の入退院、難病発症、年齢に伴う機能低下など課題を抱えたケースが多くなっている。医療、関係機関との連携を図りながら、医療機関退院後の生活支援に関する体制整備や健康維持のための支援を組み立てる必要がある。

・「社会生活力を高めるプログラム」については、在宅利用者や、就労している方などが集まる居場所として、インフォーマルな資源としての活用が進んできており、参加利用者も多くなっている。当事者のニーズに合わせて、フォーマルな資源だけでなく、インフォーマルな場での関わり合いの必要性も感じられている。

・平成28年度の虐待相談、それに伴う検討会議は2件発生している。介護負担の増加による身体的虐待、親族間での金銭管理に伴う経済的虐待が挙げられている。その他にも、相談支援の介入や、支援現場での観察を踏まえ、状況経過を追っている案件も複数ある。本人への不利益な状況を防ぎ、必要なタイミングでの早期介入と継続しない対策を専門機関も交えて整えて行く必要がある。

(2)生駒市自立支援協議会について

・生駒市自立支援協議会においては、個別支援会議で挙げられた地域の現状や課題に対する情報交換や情報共有を図り、各関係機関と共にその解決に向けて協議や実践等を行っていく必要がある。そのためにも日頃から個別支援会議を積極的に開催し、各関係機関とのネットワーク構築や地域の状況把握を行っていく必要がある。

・平成 28 年度は、新規障害福祉サービス事業所が増加してきたことから、担当者部会主催研修として「障がい福祉の現状とこれから」と題し、サービス等利用計画と個別支援計画との連動を伝える機会を実施した。また、西宮市障害者総合相談支援センターにしのみや玉木幸則氏にも「障害者の地域の支援を考える」というテーマで講演頂き、地域で暮らすことの意味を改めて考えさせられる機会を持つことができた。

・権利擁護部会においては、障害者差別解消法に伴い事業所に向けた研修会を実施。くらし部会では、地域生活支援拠点事業を立ち上げて行くために課題整理等から着手し平成 29 年下半期に向けて準備を重ねてきている。

平成 28 年度 生活支援センターコスモールいこまの概況報告

1. 相談支援業務の概況

(分類は奈良県精神保健福祉センター作成の相談支援事業所精神保健福祉業務日報・月報・年報記載要領を参考)

(1) 相談支援業務の件数

月	来所	電話	訪問	同行	ケア会議	文書	合計
4月	33	286	39	3	22	1	384
5月	36	259	30	6	17	5	349
6月	42	323	41	7	31	2	444
7月	23	262	31	9	15	2	340
8月	37	292	35	4	27	1	395
9月	36	294	36	7	22	1	395
10月	22	244	33	5	25	1	330
11月	25	354	39	12	36	2	466
12月	32	242	29	13	24	4	340
1月	32	243	38	5	23	0	341
2月	34	283	38	6	33	3	394
3月	44	284	40	5	19	2	392
合計	396	3366	429	82	294	24	4570

(2) 疾病別 (実数合計 297)

※疾病が重複している場合は精神疾患に関するもののみ計上しています。

種別	延数
精神病圏の疾病	3523
アルコール依存症	6
薬物依存症	43
老人性精神疾患	0
思春期精神疾患	0
心の健康	7
その他精神疾患	95
その他	681
不明	215

<用語解説>

- ※1 精神病圏—統合失調症、非定型精神病、幻覚・妄想状態、気分(感情)障害、等
- ※2 老人性精神疾患—認知症、老人性うつ状態、等
- ※3 思春期性精神疾患—18歳未満の思春期の精神保健福祉(発達障害含む)に関すること
学校生活、家庭での問題行動(不登校、乱暴、性等)
- ※4 心の健康—神経症性障害、ヒステリー、パニックディスオーダー、ストレスに関すること

※5 その他精神疾患—てんかん、精神発達遅滞、人格障害、摂食障害の一部、

(3) 年齢別 (実数合計 297) ※新規も含む

年齢	延数
～18	4
19～39	1268
40～64	1853
65～	55
年齢不詳	3366

(4) 新規紹介経路 (新規実数合計 118)

機関	実数
保健所	0
市町村	41
医療機関	23
その他	54

(5) 相談内容 (延べ件数合計 4570 件)

内容	延数
適正医療支援	97
生活支援	819
施設利用支援	1330
環境調整	2291
その他支援	33

2. 相談支援業務の内容について

(1) 福祉サービスの利用に関する相談、調整

- ・ 障害者自立支援法における利用者負担額軽減、個別減免の情報提供、申請援助
 - ・ 障害者自立支援法の利用者負担額の試算に関する事
 - ・ 障害支援区分認定調査及びサービス利用計画作成
 - ・ 障害支援区分、障害福祉サービスの代行申請
 - ・ 障害福祉サービスのサービス内容に関する事
 - ・ 障害福祉サービスの支給量変更に関する事
 - ・ 障害福祉サービスの契約に関する事
 - ・ 市内転入、転出に伴う申請援助
 - ・ 利用者負担上限管理についての情報提供、申請援助
 - ・ 障害福祉サービス事業所の見学同行、ケース報告
 - ・ 介護保険の申請援助
 - ・ 介護保険サービスの内容に関する事
- など

(2) 各種社会保障制度等【(1) 以外】の利用援助

- ・ 精神保健福祉手帳の申請、再交付に関する事
- ・ 精神保健福祉手帳の等級変更に関する事
- ・ 精神保健福祉手帳で受けられるサービスについての情報提供
- ・ 障害基礎年金の申請援助
- ・ 障害基礎年金の不支給に伴う再申請に関する事
- ・ 障害基礎年金の現況届、住所変更手続きに関する事
- ・ 日常生活用具の修理、購入に関する事
- ・ 緊急通報装置の情報提供、連絡、調整
- ・ 世帯分離に伴う情報提供、各種申請援助
- ・ 住民票異動に伴う各種申請援助
- ・ 行政手続（印鑑証明、戸籍謄本、住民票など）の同行
- ・ 所得税、住民税、固定資産税の申請援助
- ・ 国民健康保険税に関する情報提供
- ・ 健康診断に関する情報提供
- ・ 生駒市交通費助成に関する事
- ・ 特定移動支援者福祉金に関する事
- ・ 年金定期便に関する事

など

(3) 社会資源（インフォーマル資源）活用における援助

- ・ 介護タクシーに関する事
- ・ 福祉有償運送サービスに関する事
- ・ 民間有償サービス（薬取りや家事代行等）に関する事
- ・ 障がい特性に応じた医療機関の紹介、診療確認
- ・ まごころ収集に関する事

など

(4) 権利の擁護のために必要な援助

- ・ 成年後見人へのケース報告、連絡、調整
- ・ 成年後見人制度の情報提供
- ・ 地域福祉権利擁護事業の情報提供

など

(5) 専門機関の紹介、調整

- ・ 医療機関への同行、ケース報告、薬の受け取り代行、診療情報提供書の受け取り
- ・ 障害者職業センターへの連絡、調整
- ・ 就業・生活支援センターへのケース報告、連絡、調整
- ・ 相談支援事業所へのケース報告、連絡、調整
- ・ 公共職業安定所への同行、ケース報告、連絡
- ・ 障害福祉サービス事業所へのケース報告、連絡、調整
- ・ 弁護士事務所へのケース報告、連絡、調整
- ・ こども家庭相談センターへのケース報告、連絡、調整
- ・ 家庭児童相談室へのケース報告、連絡、調整

- ・ 社会保険事務所への連絡、調整、同行
- ・ 訪問看護ステーションへのケース報告、連絡、調整
- ・ 発達障害者支援センターへのケース報告、連絡、調整
- ・ 消費者センターの紹介、連絡、調整
- ・ 地域包括支援センターの紹介、連絡、調整
- ・ 郡山保健所の紹介、連絡、調整
- ・ カウンセリング機関の紹介
- ・ 法律無料相談の情報提供
- ・ ボランティアビューローの情報提供

など

(6) 障がい者（児）の自立、社会参加に向けた支援

- ・ 日中の居場所に関する情報提供
- ・ 長期在宅者への情報提供、サービス調整
- ・ 難病の方への情報提供、サービス調整
- ・ 長期入院者への退院へ向けての情報提供、サービス調整
- ・ 就労先へのケース報告、連絡、調整、継続的な支援
- ・ 障がい者向けの研修会などの情報提供
- ・ 就労生活における職場での悩みに関する事
- ・ 家族や友人など人間関係に関する事
- ・ 日常生活で行動の決定に迷う場合の状況整理に関する事

など

(7) その他の相談支援

- ・ 子供の養育に関する事
- ・ 親の介護に関する事
- ・ 薬に関する事
- ・ 病気に関する事
- ・ ひだまり家族会に関する情報提供
- ・ 各種パンフレット作成のための情報提供

など

3. 会議、研修等の参加状況について

(1) 定期的な会議の参加状況

会議名	内容	日時
生駒市障がい者地域自立支援協議会 ・ 担当者会 ・ 権利擁護部会 ・ 暮らし部会	行政・生駒市内の事業所等が集まり、生駒市における障がい者に関する課題等を協議、地域ネットワーク構築等を行う。	2ヵ月に1回 2ヵ月に1回 2ヵ月に1回
社会福祉法人萌生駒エリア会議	同じ法人内の生駒市内にある事業所が集まり、情報交換や課題について協議を行い、よりよい支援や街づくりについて検討する。	1ヵ月に1回

社会福祉法人萌 相談支援事業所会議	同じ法人内の相談支援事業所が集まり、情報交換や課題について協議を行い、よりよい支援の在り方について検討する。	2ヶ月に1回
----------------------	--	--------

(2) 研修会等の参加状況

①地域移行に関する研修

生駒精神障害者ひだまり後援会、社会福祉法人萌生駒エリアが共催した「第25回こころの市民講座2017」に参加し、社会的入院・地域移行という言葉をも幅広く周知するための活動に取り組んだ。

②権利擁護に関する研修

生駒市障がい者地域自立支援協議会権利擁護部会主催の「障害者差別解消法の勉強会」に参加し、企画にも関わった。また「あいサポート研修」にも参加した。

③その他研修

自主グループ研修などに参加し、積極的に研鑽を行うよう努めた。

4. その他の活動について

(1) 計画相談支援

平成28年度は183名の方の計画相談支援に携わった。計画作成198件、モニタリング158件であった。新規の利用者は37名。

計画相談支援を依頼される利用者には、ただサービス利用計画を作成するだけでなく、市町村や関係機関と連携しながら丁寧に相談に応じた。また、利用者の状況にあわせてケア会議を実施し、利用者、事業所の思いも含めて計画の作成を行った。

(2) 障害支援区分認定調査(64件実施)

新規で調査を行う際は、初対面で生活歴や生活のしづらさを聞き取るため、尋ねる時に安心して答えてもらえるよう工夫しながら調査をした。また、利用者の現状を区分に反映されるよう、丁寧に調査票作成を行った。

(3) その他事業

生駒市社会福祉協議会評議員を担い、民生委員や他障がい者団体などと顔の見える関係を築くとともに、地域性をより知ることができた。

5. 相談支援業務の現状と課題について

計画相談支援の数が増え、業務が繁忙になる中、利用者の思いに寄り添った支援は常に意識しながら行った。

また、平成28年度は地域移行のことも念頭に置きながら、医療機関とのパイプ作り・強化に取り組んだ。退院後に障害福祉サービスの利用を考えている方のケア会議に参加したり、生駒で安心して相談できる場所と医療機関の相談員から紹介されたりなど、問い合わせが増えたことは印象的だった。

障害福祉サービス事業所との連携もさらに強化した。各事業所で困ったことがあれば早急に対応する、必要時には助言も行いながら、利用者からも各事業所からも安心してもらえる体制を心がけながら実践してきた。

利用者の高齢化が進む中、地域包括支援センターとの連携も増えてきた。障害福祉サービスから介護保険への移行が必要な利用者に関して、ケアマネジャーからの問い合わせもあった。スムーズにサービス移行できるよう、支援の継続、終結を含めて検討した。

家族支援では、平成 28 年度は 12 月に生駒市障がい福祉課が主催で家族教室が行われ、実施に当たったの企画、呼びかけなどの協力、運営の補助を行った。また、家族からの相談に応じたり、必要があれば家族会の情報提供を行った。

29 年度は、引き続き地域移行に関する取り組みに力を入れていく。事業の対象となる人だけでなく、長期入院をされていて地域に退院してくる人たちにも、きめ細やかな支援を行い、生活状況や地域生活で出てきた個別の課題などを行政、医療機関などの関係機関に発信し、地域の課題として取り組めるように体制作りをしていく。

協議会などで、地域生活支援拠点等の整備について検討が行われる。改めて、相談支援に求められるニーズを把握し、支援できることを整理し、それをまわりに伝えていく。

6. 精神障害者の支援における特性

- 利用者との話し合いで進めていくことがほとんど。(認知が正しく行われないこともあるため、話し合いには細心の注意をはらう必要がある)
- どんな風に生きていきたいか、長期目標のない利用者が多く、そこから始めていかねばならない。(隠されたニーズを丁寧に掘り起こす支援が必要)
- 「大丈夫ですよ」の一言を、毎日聞くことで安心して日常生活が送れる。細かな、小さな継続的な支えが必要。
- 利用者は日々成長し、変化していく。病状にも波があり、障害が固定していないため、その時々能力を細かくアセスメントする必要がある。
- 問題解決をのぞんでいない、ケアマネジメントの手法を使えない利用者もいる。(課題に向き合おうとしないため、課題の共有が行えない)
- 相談に依存しすぎることをないように、セルフマネジメントが行えるような支援に重点をおく必要がある。加えて、その姿勢を関係機関とも共有する必要がある。
- 社会生活を送る上での相談が多岐にわたり、手続きひとつにしても、窓口の案内だけではなく、細かく情報提供を求められるため(どんな書類が必要で、いつ手続きが完了するのかなど)相談員が詳しく把握しておくか、窓口へ同行する必要がある。

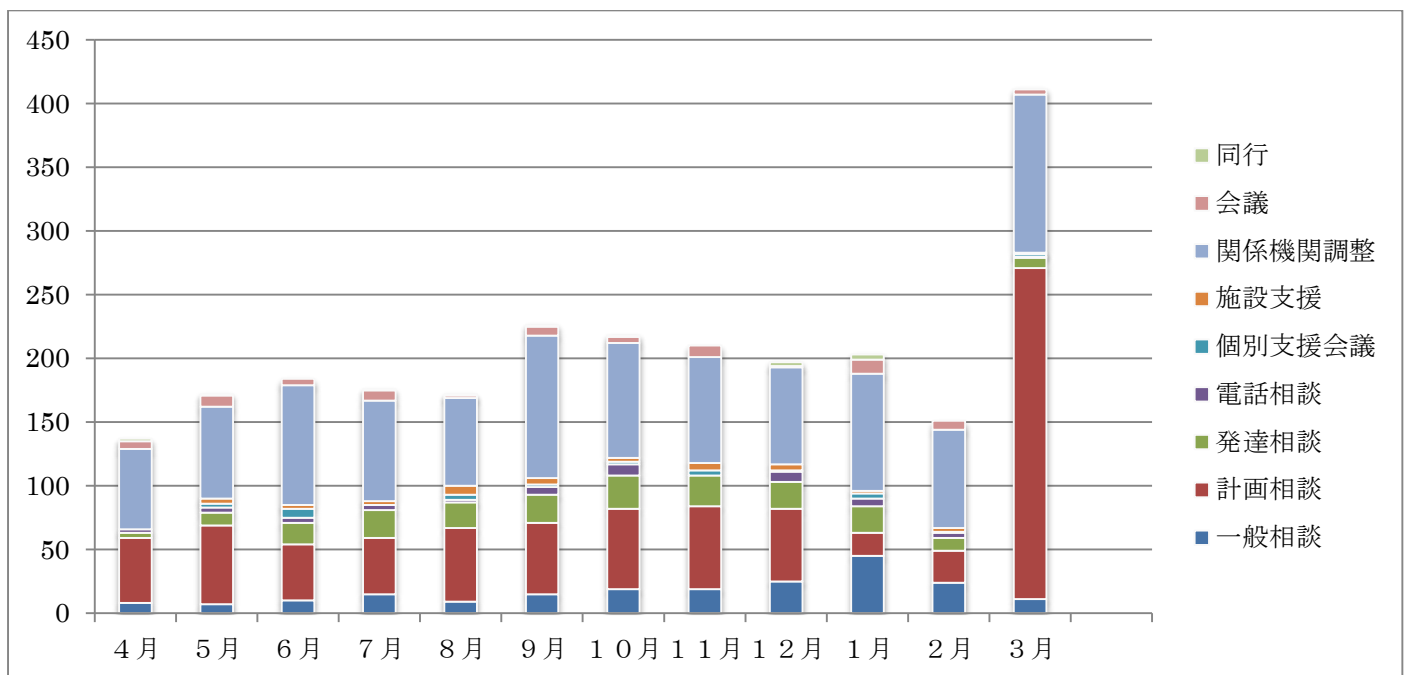
平成28年度 生活支援センターあすなろの概況報告（H28.4～H29.3）

1. 相談支援業務の概況

（1）相談支援業務の件数

	一般 相談	計画相談 (モニタリング)	発達 相談	電話 相談	個別支援 会議等	施設 支援	関係機関 調整	会議	同行 支援	合計
4月	8	51	4	3	0	0	63	6	2	137
5月	7	62	10	4	3	4	72	9	1	172
6月	10	44	17	4	7	3	94	5	0	184
7月	15	44	22	4	0	3	79	8	1	176
8月	9	58	20	2	4	7	69	2	1	165
9月	15	56	22	6	2	5	112	7	1	226
10月	19	63	26	9	2	3	90	5	1	218
11月	19	65	24	0	4	6	83	9	0	210
12月	25	57	21	8	1	5	76	1	3	197
1月	45	18	21	6	4	2	92	11	4	203
2月	24	25	10	4	1	3	77	7	0	151
3月	11	260	8	1	2	1	124	4	0	411
計	207	803	205	51	30	42	1031	74	14	合計 2457

（2）相談支援業務の件数推移



(3) 相談支援を利用している子どもの人数

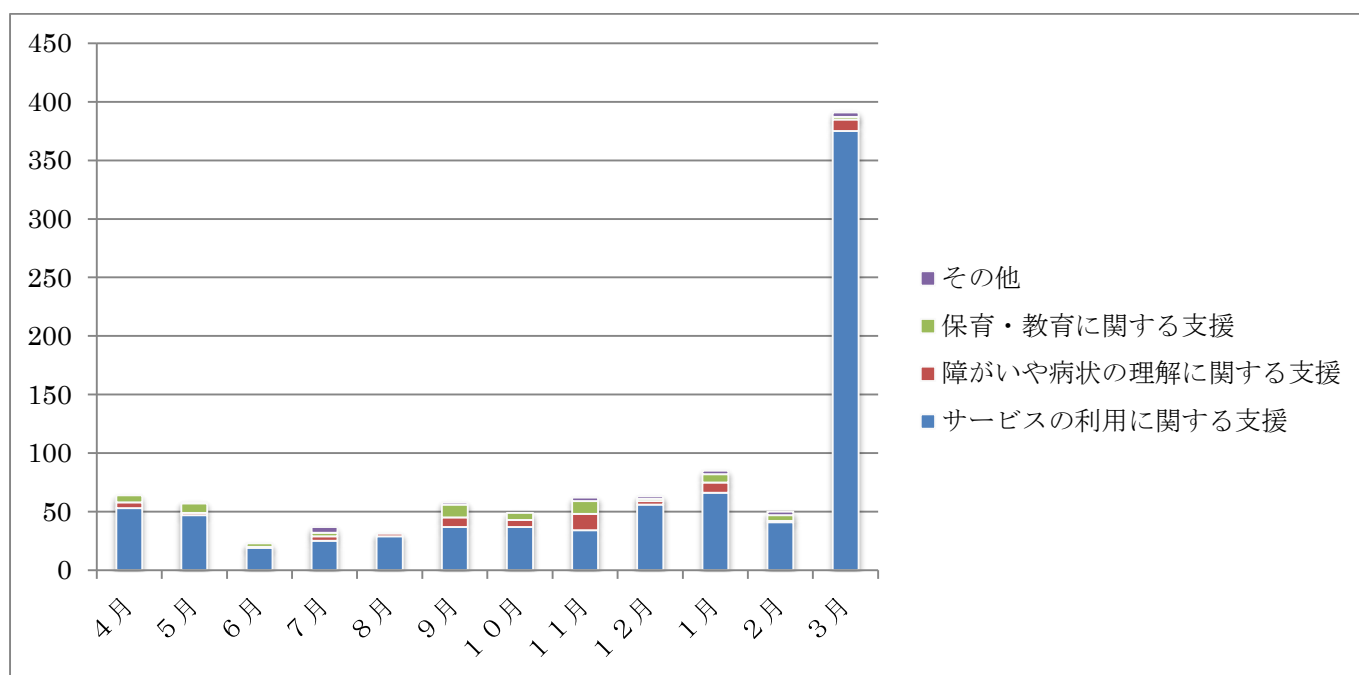
身体障がい	重症心身障がい	知的障がい	精神障がい	発達障がい	高次脳機能障がい	その他 未診断
9	9	62	0	135	2	152
合計 369 名						

2. 相談支援業務の内容

- ☆ 主に相談者は、幼児・小中学生の保護者となります。
- ☆ 幼児に関する相談までの経緯は、乳幼児健診や、通園する幼稚園や保育園で、発達の遅れや集団の適応等について指摘され、健康課や医療機関等から当センターでの相談を紹介されます。

(1) 相談支援の内容と件数・推移

	サービスの利用に関する支援	障がいや病状の理解に関する支援	保育・教育に関する支援	その他	計
4月	53	5	6	0	64
5月	47	2	8	1	58
6月	19	1	3	0	23
7月	25	4	3	5	37
8月	29	2	0	0	31
9月	37	8	11	2	58
10月	37	6	6	0	49
11月	34	14	11	3	62
12月	56	3	2	2	63
1月	66	9	7	3	85
2月	41	1	5	3	50
3月	375	10	2	4	391
計	819	65	64	23	971



(2) 通所および福祉サービスの利用に関する相談、調整

- 児童発達支援・放課後デイサービスの利用・内容に関する相談
- 障害福祉サービス利用に関する相談
- 障害者総合支援法における、利用者負担額や個別減免の情報提供や申請援助
- 児童支援利用計画の作成およびモニタリングの実施
- 通所・障害福祉サービスの代行申請
- 障害福祉サービスのサービス内容に関すること
- サービスの支給量変更に関する調整、代行申請
- サービスの契約に関すること
- 学齢期の放課後支援に関すること
- 障害者手帳を所持していない方の福祉サービスの利用に関すること
- 障害福祉サービス・通所サービス事業所の見学同行、ケース報告
- 家族の養育力低下に伴う緊急のサービス調整
- サービス調整会議の実施

など

(4) 専門機関の紹介、調整

- 相談支援事業所や通所・障害福祉及び通所サービス事業所へのケース報告、連絡、調整
- こどもサポートセンターゆう・中央こども家庭相談センターへのケース報告、連絡、調整
- 障がい福祉課・健康課への連絡、調整
- 幼稚園、保育園、学校へのケース報告と連絡、調整
- 医療機関・訪問看護ステーションへのケース紹介、報告と連絡、調整
- 個別支援会議の実施

など

(5) 社会資源活用（インフォーマル資源）における援助

- 介護タクシー、子育てタクシー、福祉有償移送サービスに関する情報提供
- 子育て支援に関すること
- 障がい特性に応じた医療機関や療育施設の情報提供

など

(6) 社会参加に向けた相談・支援（保育・教育に関する支援）

- 就園、小・中学校への就学の相談と情報提供
- 幼稚園・保育園・小学校・学童保育での対応等についての相談
- 不登校の相談
- 学習についての相談

など

(7) 障がいや病状の理解に関する支援

- 障がい受容に葛藤や落ち込みの段階にある保護者の支援

3. 相談支援業務の傾向について

- ☆ 通所及び福祉サービスの社会資源を利用、活用に関する相談が主ですが、児童発達支援終了後も継続して放課後デイなどの通所支援の利用希望が増えており、小中学生の計画相談が増加傾向にあります。そのため、年度末や、健康課での母子保健事業の親子教室がワンクール終了する時期などが、申請や見学などの相談が集中します。
- ☆ こども支援センターあすなろの通所をしていなかった児童、一旦通園が終了になった児の相談があります。
- ☆ 児童発達支援事業の利用の場合、発達し常に変化していく状況がある幼児ですから、障害者手帳の有無や、診断の有無は問わずに早期に発達支援をするという位置づけで、グレーゾーンの子どもにも対応できるようになっています。そのため、保護者の不安も大きく、発達を踏まえての助言も含め慎重、丁寧な相談が求められます。しかし、健康課実施の「なかよし教室」「ひまわり教室」へ相談支援専門員を派遣することで、母子ともに相談支援専門員と顔見知りの関係である事や、子どもの状況や保護者のニーズがある程度把握できる状態で始まるため、初回相談につなげるハードルが低くなっています。
- ☆ 相談対象になる幼児は、未診断でもことばの遅れなどの発達の遅れや、コミュニケーションや社会性の遅れを伴っているケースが殆どです。
- ☆ サービスを利用している児の兄弟の相談や虐待、保護者の精神疾患を伴うケースも多く複雑化し、家庭児童相談室との連携をとるケースが多くあります。
- ☆ 市内での放課後デイサービス事業所は増え、学齢児の多くは放課後デイの通所サービスのみの利用が中心になっています。
- ☆ 不登校や思春期に入ってくる児童の行動障がいや、本人自身が障がい理解の段階にある児へのフォローの機関や体制が不十分に感じられます。

4. 発達相談について

- ☆ 発達相談員による発達相談を随時行っており、新版K式発達検査や WISK-Ⅲ を利用し、発達状況や保護者との相談を行います。また、結果をお渡ししサービス事業所や幼稚園、保育園で共有していただくツールになっています。
- ☆ 希望やケースにより、発達相談員との療育相談も実施しています。
- ☆ 小学生の中学進学に向けての就学指導審議に添付するための検査依頼が増えています。

5. 会議・研修等の参加状況について

【会議】

- ☆ 障がい者自立支援協議会担当者会・こども支援部会（2カ月に1回）
- ☆ 生駒市要保護対策地域協議会 実務者会議（月1回）
- ☆ 生駒市障害者自立支援法のサービス支給決定のための審査会（月1回）
- ☆ 健康課・児童発達支援事業所との連絡会（年3回）
- ☆ 地域療育ネットワーク会議（年1回）
- ☆ ことばの教室との連絡会（年3回）

【研修】

- ☆ 全国発達支援通園事業連絡協議会 全国大会（11月 大坂）
- ☆ 障害児・者相談支援全国連絡協議会 研修（6月 幕張）
- ☆ 全国児童発達支援協議会（CDS）（11月 広島）
- ☆ 障害者権利擁護センター 成年後見研修（6月）
- ☆ トリプルP全国大会（6月 大阪）
- ☆ 生駒市障がい者地域自立支援協議会 担当者会主催研修（7月）
- ☆ 生駒市障がい者地域自立支援協議会 こども支援部会主催研修（1月）
- ☆ ケース検討会研修 東大寺福祉療育病院（9月）
- ☆ 園内研修 寝屋川市あかつきひばり園 見学（11月）
- ☆ 県 サービス等利用計画に関する専門研修（10月）
- ☆ 県 虐待防止権利擁護研修（11月）
- ☆ 奈良県計画相談アドバイザー事業 大和高田市・西和7町（講師）
- ☆ 生駒市子育て総合センター トリプルPステッピングストーンズ（ファシリテーター）
- ☆ 学童保育職員研修会（講師）

6. その他の活動

（1）オープンスペース

- ☆ 障がいを持っている子どもや発達が気になる子どもの遊び場や保護者同士の交流の場として、親子で自由に遊べる場を提供しています。対象を3歳児以下のお子さん
 - 毎週水曜日 午前10時00分～午後12時00分まで
- ☆ ここ数年で、曜日や時間帯などを変更し実施してきましたが、今年度は利用者が激減しました。ニーズに合った曜日、時間帯の確保が困難であること、健康課実施の母子教室への職員の派遣を行うことでのなぎの部分の支援が出来てきたなどから、今年度で終了となります。

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	合計
利用人数	0	0	10	2	16	7	50名
	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
	0	0	0	4	2	9	

（2）施設支援

幼稚園や保育園、小学校、サービス事業所等で要請に応じて各園に出向き、気になる子どもへの処遇方法等について助言や指導を行っています。

療育の必要性があっても諸事情から通園にはつながることができないケースにも対応し、支援を行っています。

児童虐待の要保護対策連絡協議会上がっているケースで家庭児童相談室との連携を図りながら支援するケースやあすなろを通園している児のきょうだいが、発達に心配があったり通園を勧奨されているなどのケースでの支援もあります。

(3) さくらんぼひろば

在宅での医療ケアの必要なお子さん、ご家族を対象とした教室を5月、9月の2回計画・実施しました。2～3組の参加があり、障がい福祉課・健康課・郡山保健所・仔鹿園・生駒メディカル訪問看護ステーション・ボランティアの方からご協力も得ながら実施できました。保護者にも、ほっとしていただく時間としてフラワーアレンジメントのワークショップやネイル体験をしていただく時間を取り好評を得ました。

(4) ならない子育て練習法

セッションとしては2クール（1クール定員6名）実施しました。また、就労している保護者やグループセッションには参加しにくい保護者に対して、個別でのセッションも実施しました。通園（4歳児）での保護者のグループワーク「つくしんぼ」でも技法を用いたミニ講座も実施しました。楽しい雰囲気の中で、他の保護者の子育ての悩みや躱の難しさを共有しながらしつけのスキルを学んでいただく場になっています。

(5) トリプルPステップングストーンズ

市が主催（子育て支援総合センター）する、ペアレントトレーニングのファシリテーターとして依頼があり10月～12月までの6セッションと3回の電話セッションの実施をしました。

障がいの診断があり、ある程度受容されている保護者の中でのセッションとなるため悩みを共有したり、しながら、前向き子育てのスキルを学んでいただく場となりました。

(6) ひまわり教室・なかよし教室

健康課が実施する母子フォロー教室（ひまわり教室・なかよし教室）に職員が参加しています。療育につなげていく場面で顔見知りの職員がいることは、保護者に安心を与え、療育へのハードルも低くなると共に、健康課との連携もより良いものになっています。

7. 今後の課題について

- ☆ 計画相談については、一人当たり抱えるケースの数が増加しており、丁寧なケースワークや一歩踏み込んだ支援、相談、支援会議の実施など不十分に感じられることがあり、相談支援の根幹となる部分の体制作りが必要と感じられます。市内で計画相談を行う事業所が今年度出来たことから、徐々にケースの移行をしています。すぐに限界が来ることが予想されます。また、3月の年度替わりには300件近くの計画の立案があり、かなりのハードワークになっています。相談員の増員と事業所のハード面は喫緊した課題です。
- ☆ こども支援センターあすなろに通園している家族に対して計画のみになり、相談にニーズがあっても、充分につながっていなかったり、必要に応じて支援会議の実施なども出来ていない状態です。連携を図り、役割分担をしながら、保護者へも案内をするなどし、一般相談の充実を図ることで、子育て支援の観点をもちながら、虐待の防止にも役立てていきたいです。
- ☆ 市内に重症心身障がい児のための短期入所の場（県内も東大寺福祉療育病院が休止）のため県外での契約も出てきています。また、放課後デイも奈良市や大和郡山市にあり、利用されている方も多いですが、送迎等の課題もあり、利用に不便さも感じられます。
- ☆ 身障手帳1種1級で知的に問題が無い児に対して対応できる事業所が無く、関係機関と連携して受け入れられる事業所をバックアップでしていくなど検討していきたいです。